

【総合評価落札方式】事後審査型条件付一般競争入札

506061023

公 告 日	令和6年6月10日	工 事 担 当 課	建設整備課
工 事 名	令和6年度建整街補第4号 半田久居線地盤改良工事		
工 事 場 所	津市 半田 地内		
工 事 概 要	路床安定処理工 2, 075m ² 固結工 6, 760m ³ 地下排水工 一式		
工 期	契約締結日から起算して225日間		
発 注 業 種	土木一式		
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定	
	所在地要件	市内本店	
	格付要件	A1・A2	
	地域・格付要件	【ﾌﾟﾛｸｼﾞ】	【地区】 【格付】
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)
	その他要件		
総合評価落札方式に関する事項	総合評価方式の種類	工事成績重視型(津市建設工事総合評価落札方式試行要領第3条第2号)	
	評価項目、評価の内容、配点	別紙「総合評価落札方式評価項目一覧」のとおり	
	総合評価点の算出	加算方式: 総合評価点＝価格点(80点満点)＋価格以外の評価点(20点満点) 価格点の算出方法は以下のとおりとする。 ア. 入札価格>低入札価格調査基準価格の場合 価格点＝80点×失格基準価格÷{失格基準価格＋(低入札価格調査基準価格－失格基準価格)／5＋(入札価格－低入札価格調査基準価格)} イ. 入札価格≤低入札価格調査基準価格の場合 価格点＝80点×失格基準価格÷{失格基準価格＋(入札価格－失格基準価格)／5}	
	評価方法及び落札者決定方法	入札が無効でない者のうち、入札金額が予定価格の範囲内で失格基準価格以上の者について総合評価点を算出する。総合評価点が最も高い者を落札候補者とし、総合評価点が最も高い者が複数ある場合は、開札立会人によるくじ引きにより決定する。ただし、総合評価点が最も高い者の入札金額が低入札価格調査基準価格未満であれば、落札候補者の決定を保留し、低入札価格調査を実施する。	
	【提出資料】 評価項目 算定資料	・評価項目算定資料届出書【第1号様式】	
		・施工実績評価資料【第5号様式】	
		・同種・同規模工事の元請実績について確認できる書類(コリンズ、設計書内訳表等の写し)【添付資料】	
		・社会貢献に関する資料(障がい者雇用状況報告書等の写し及び労働安全衛生マネジメント認証等の写し)【添付資料】	
		・市内本店業者施工率評価資料【別紙様式】	
		・手持ち工事量評価資料【別紙様式】	
		・手持ち工事に係るコリンズ登録の写し及び経営規模等評価結果通知書の写し【添付資料】	
		・配置予定技術者評価資料【第6号様式】	
		・配置予定技術者に係る同種・同規模工事の実績について確認できる書類(コリンズ、設計書内訳表等の写し)【添付資料】	
		・配置予定技術者の保有する資格証(監理技術者資格者証)の写し【添付資料】	
		・建設系CPD協議会加盟団体(建築関係業種については建築CPD運営会議の加盟団体を含む)が発行した学習履歴証明書等の写し【添付資料】	
		・建設キャリアアップシステム評価資料【別紙様式】	
		・事業者IDの写し等【添付資料】	
	価格以外の評価点の公表(審査結果)	令和6年7月2日 津市HP(入札・契約)にて公表	

	審査結果照会	令和6年7月4日 までに自らの審査結果について書面により照会することができる。 照会対象項目は、価格点以外の評価項目すべてとする。
評価項目 算定資料 の提出方法	提出方法	持参に限る
	提出期限	令和6年6月28日 午後5時 ※期限を過ぎた場合は一切受け付けません。
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）
設計図書 の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和6年6月28日 まで
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」
設計図書等 に関する 質問	提出期限	令和6年6月19日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）
	回答日	令和6年6月24日 ホームページにて回答
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333
入札方法等	提出方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）
	提出期限	令和6年6月28日 必着
	郵送先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛
開札日時 及び場所	令和6年7月5日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室	
予定価格	106,726,000 円（税抜き）	
低入札価格 調査基準価格	有	本件は「津市低入札価格調査試行要領」の対象工事とする。 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者が落札候補者となった場合においては、落札候補者の決定を保留し、「津市低入札価格調査試行要領」に規定する低入札価格調査を実施する。 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者に対して本市から資料の提出及び事情聴取の協力の要請があった場合は、これに協力すること。 なお、低入札価格調査基準価格を下回って契約する場合、次の事項を適用する。 ・監理技術者の資格を有する専任の担当技術者を1名追加して工事現場に配置すること。 ・契約保証金を契約金額の10分の3以上の額とすること。 ・前払金を契約金額の10分の2以内の額とすること。
重点調査 基準価格	有	低入札価格調査基準価格を下回る入札のうち、重点的に低入札価格調査を実施する場合における基準価格として、重点調査基準価格を設定する。 重点調査基準価格は、低入札価格調査基準価格に100分の97を乗じて得た額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
失格基準価格	有	失格基準価格未満の金額の入札は失格とする。 失格基準価格は、「津市低入札価格調査試行要領」別表第1の算出方法により算出した額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。 ただし、スクラップ評価額が計上されている場合は、「津市低入札価格調査試行要領」別表第1の算出方法により算出した額から、スクラップ評価額を控除した額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	
前金払	有	
部分払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項、津市建設工事総合評価落札方式試行要領、津市低入札価格調査試行要領のとおりとする。 ・配置予定技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・<u>低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者であっても落札者とならない場合があります。</u> ・<u>低入札価格調査を経て契約する場合、津市公契約条例第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の対象案件となります。労働環境の確保に係る誓約事項及び令和6年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。</u>	